

令和8年2月

清瀬市福祉子ども部福祉総務課

都営住宅(地元割当)シルバー・ピア(高齢者集合住宅)

募集のご案内

募集戸数… 5戸(あき家)

5161 清瀬中里四丁目アパート 単身者向 1戸

清瀬市中里4-1296 平成15年築／1DK(和6・DK)

5162 清瀬野塩アパート 単身者向 1戸

清瀬市野塩2-387 平成11年築／1DK(和6・DK)

5171 清瀬野塩アパート 2人世帯向 1戸

清瀬市野塩2-387 平成11年築／2DK(和6・洋6・DK)

5172 中清戸四丁目アパート 2人世帯向 2戸

清瀬市中清戸4-847 平成9～10年築／2DK(和6・和6・DK)

都営住宅の地元募集とは、一定の募集条件を満たした地元にお住まいの方を対象に行う募集です。東京都の住宅について清瀬市が募集を行い、資格審査対象者を東京都へ推薦します。

申込み期間

令和8年2月16日(月) から 2月24日(火)まで

申込窓口：福祉総務課福祉総務係(郵送不可・申込者本人による窓口申込み)

入居予定… 令和8年10月以降から令和9年4月頃まで(予定)

問い合わせ先

清瀬市 福祉子ども部 福祉総務課 福祉総務係
042-497-2056(係直通)

申込みにあたっての注意

- (1) 申込みは今回の募集に対して、1世帯につき1通です。
1世帯で2通以上の申込みをしたときは、全部の申込みが無効となります。
- (2) 他の都営住宅、高齢者住宅の募集で、すでに合格・登録されている方は、原則として申込みできません。
(すでに合格・登録されている住宅を辞退していただくことになります)
- (3) 申込み後に、申込内容を変更することはできません。
- (4) 以前に都営住宅にお住まいであった方で、使用料等に未納分のある方は、資格審査までにお支払いいただきます。

申込みから入居まで

1 申込みから抽選まで

① 申込書配布・申込み期間
令和8年2月16日(月)～
24日(火)
窓口:福祉総務課福祉総務係

② 公開抽選
令和8年3月6日(金)
場所:しあわせ未来センター
ミーティングルーム AB
時間:午前10時00分
***立会い不要**

③ 抽選結果のお知らせ
令和8年3月13日(金)以降
(予定)

④ 当選者(資格審査対象者)
○ 落選者

※④当選者(資格審査対象者)には、審査に必要な書類を提出いただきます。
※落選者には、抽選結果を通知します。

2 当選者(資格審査対象者の)の資格審査

⑤資格審査書類の提出
令和8年4月17日(金)
まで
窓口:福祉総務課福祉総務係

⑥資格審査合格
者の書類を東京都
へ送付

⑦東京都から
入居予定者へ
通知

※資格審査により失格者がいる場合は、補欠者を順次繰り上げて資格審査を行います。

3 入居までの手続き

東京都住宅供給公社での手続きとなります。

入居予定 令和8年10月以降から令和9年4月頃まで(予定)

募集する住宅（5戸）申込地区

申込地区番号	募集地区	募集戸数	間取り／使用料(円)	入居対象	築年
(単身向) 5161	清瀬中里四丁目 (あき家) (中里 4-1296)	1戸	和6・DK 33m ² 16,300～32,000	単身	平成15年
申込地区番号	募集地区	募集戸数	間取り／使用料(円)	入居対象	築年
(単身向) 5162	清瀬野塩 (あき家) (野塩 2-387)	1戸	和6・DK 35m ² 16,700～32,800	単身	平成11年
申込地区番号	募集地区	募集戸数	間取り／使用料(円)	入居対象	築年
(二人世帯向) 5171	清瀬野塩 (あき家) (野塩 2-387)	1戸	和6・洋6・DK 53m ² 25,700～50,500	2人	平成11年
申込地区番号	募集地区	募集戸数	間取り／使用料(円)	入居対象	築年
(二人世帯向) 5172	中清戸四丁目 (あき家) (中清戸 4-847)	2戸	和6・和6・DK 58m ² 27,900～54,700	2人	平成9年 ～10年

シルバーピア（高齢者集合住宅）とは

シルバーピアとは、高齢者を対象とした下記のような設備の集合住宅です。

- 室内に手すりや緊急通報装置等、高齢者に配慮した設備を設置し、生活相談・団らん室などの利便施設も併設した、すべてエレベーター付きの住宅です。
- 入居者の安否の確認や、緊急時の対応、関係機関への連絡、情報提供などのために「ワーデン（生活協力員）」または「LSA（ライフサポートアドバイザー／生活援助員）」が団地内に居住、または通勤しています。
- この住宅を含む地域の高齢者に対し、必要に応じて福祉サービスを提供する「地域包括支援センター」が近接しています。
- シルバーピアの場合、単身者向け住宅の使用者が結婚する場合や、二人世帯向け住宅の入居者が死亡等により単身になった場合には、他の都営住宅に変わつていただきます。ただし、同居または使用承継が可能な世帯に限ります。

住宅についてのご注意

使用料のほかに入居者が負担する費用

(1) 東京都が徴収するもの

以下の共用設備の維持管理費、および他の施設との合築等により共同施設を一体的に管理する場合は、東京都が居住者に代わって維持管理等を実施し、管理費用を徴収します。この費用は、住宅使用料と一緒に東京都に支払っていただきます。

ア エレベーターの保守管理費

エレベーターが設置されている住宅の場合は、エレベーターを正常に運転するため、定期的に点検等を行う維持管理費

イ 台所流し用排水管の清掃費

中層・高層住宅の台所排水管のうち、流しの部分から共用の立管および横引管をへて屋外の第1ますまでの排水管を年1回清掃するための費用。この費用は住棟の入居者全員の希望により、東京都に清掃申込みがあった団地に限られます。

ウ 共用部分の維持管理に係る費用

共用部分の電気料金、水道料金の支払や電管球の交換、草刈り、中低木の刈込み・せん定、落葉清掃のうち、入居者に代わって東京都が実施する項目に要する費用。この費用は、自治会等から東京都に申込みがあった団地に限られ、実施項目や団地の状況に応じて1か月1世帯約500~6,000円程度かかります。

エ 有線情報システムの維持管理費

オ 下記(2)のうち、入居者に代わって東京都が実施することとした場合の費用

(2) 自治会等(入居者が決定した会計責任者)が徴収するもの

エレベーターの保守管理費など、東京都が住宅使用料とともに徴収する共益費以外にも、下記のア~カの項目などは、入居者が負担する経費であり、自治会等が共益費として徴収しています。自治会等が徴収する共益費は、入居しているすべての方に支払い義務があります。(自治会に未加入の方、生活保護を受けている方も負担しなければなりません。)ので、必ずお支払ください。この費用は1ヶ月1世帯約1,500円~5,000円程度かかります。(自治会等「入居者」が決定した維持管理方法等およびお住まいの住宅設備内容等により費用は異なりますので、入居しましたらすぐに自治会の役員等から説明を受けてください。)

ア 使用料金

街路灯、階段灯、廊下灯、集会所等、給水施設、エレベーター、その他共同施設の電気料金および設備内容によりガス、上下水道料金

イ 上記の各電球、蛍光灯、笠、スイッチ、ヒューズ等の交換に要する費用

ウ 各住戸から屋外の第1ますまでの雑排水管清掃を年1回程度行うために要する費用、およびU字溝等の清掃に要する費用、詰まりが原因で排水が逆流し、室内が汚損した場合などの復旧費用

エ ごみ処理(未回収の粗大ごみや不法投棄ごみを含む)および消毒に要する費用

オ 児童遊園、広場および道等の清掃、除草ならびに樹木の枝下しなどに要する費用

(注)上記料金のなかで、団地全体(例 街路灯等)と棟ごと(例 エレベーター等)に負担するものがあります。

カ その他、自治会等(入居者)が決定した維持管理に要する費用

シルバーピア(高齢者集合住宅)の入居資格

単身者向シルバーピアの入居資格

申込みのできる方は、以下の条件すべてにあてはまることが必要です。

① 65歳以上で配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

(1)申込者は、65歳以上(申込み時点)。

(2)配偶者(法律上の配偶者および内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)および婚約者、パートナーを含む)がいないこと。

(3)現に同居、別居のいずれの場合でも配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(4)にあてはまる方も含みます。

なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明が必要です。

(4)同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。

ア 同居している親族全員が申込み後から入居資格審査までの間に結婚し転出、または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより申込者が単身居住となること。

なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。

*遠隔地とは、居住地から通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

イ 居住している住宅の住戸専用面積が下の入居資格基準未満であること。

表

入居資格基準	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
	2人	30m ²	5人	57m ²	
	3人	40m ²	6人	66.5m ²	
	4人	50m ²	7人	76m ²	

*同居:他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む。)をいいます。

② 清瀬市内に3年以上居住していること

(1) 申込者は、清瀬市内に引き続き3年以上(申込み時点)居住しており、そのことが「住民票」で証明できること。

(2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込み期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

③ 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が 以下の所得基準の範囲内であること。

所得基準 0円～2,568,000円

所得の計算方法については10～15ページをご覧下さい。

④ 住宅や土地の所有者でないこと

(1) 住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む)でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
なお、資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2ヶ月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等、本人に帰責事由がある方を除く)。
なお、資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

(2) 現にシルバーピアに入居している、または使用予定者となっている方は申込みできません。

⑤ 自立して日常生活を営むことができること

申込時点で、自立して日常生活を営むことができ、自炊及び身辺処理が可能であること。

⑥ 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

シルバーピア(高齢者集合住宅)の入居資格

二人世帯向シルバーピアの入居資格

申込みのできる方は、以下の条件すべてにあてはまることが必要です。

① 65歳以上であること。65歳以上の同居親族がいること。

(1) 申込者は、65歳以上(申込み時点)であること。申込み期間に同居している65歳以上の親族との申込みが原則です。ただし、配偶者の場合はおおむね60歳以上とします。また、結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。

(2)(1)のほか、次の方は申込みができます。

ア 内縁関係の方との申込みは、申込み期間以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の夫(または妻)」となっており、法律上の配偶者がいないこと。

イ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること。かつ、法律上の配偶者がいないこと。

(3) 現在、別に住んでいる方との申込みは次のいずれかにあてはまる。

ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに婚姻できること。

イ 申込み期間に申込者と税法上の扶養関係にある方。

ウ 単身で居住している方、または誰からも扶養されていない方で3親等内の血族または姻族の方。

(4) 外国人の同居親族については、中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込み期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

(5) 上記(1)から(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者及び同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

* 申込者: 申込書の申込者欄に記入する方です。この方が都営住宅使用許可後の名義人です。

* 同居親族: 申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これはパートナーを含みます。

* 同居: 他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

* 3親等内の血族または姻族: 申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟、姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫の配偶者

* おおむね60歳以上とは申込み時点で57歳以上の方をいいます。

* 東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和4年11月以降の募集から親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向の申込資格を有することになりました。

② 清瀬市内に3年以上居住していること

(1)申込者は、清瀬市内に引き続き3年以上(申込み時点)居住しており、そのことが「住民票」で証明できること。

(2)外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込み期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

③ 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得金額が、以下の所得基準の範囲内であること。

所得基準 0円～2,948,000円

同居親族が次のいずれにもあてはまらない57歳以上60歳未満の配偶者の場合。

所得基準 0円～2,276,000円

- (1)心身障害者
- (2)原子爆弾被爆者
- (3)海外からの引揚者
- (4)ハンセン病療養所入所者等

所得の計算方法については10～15ページをご覧下さい。

申込者および同居親族に所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を世帯の年間所得から差し引いてください。

④ 住宅や土地の所有者でないこと

(1)申込者及び同居親族に、住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む)がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
なお、資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2ヶ月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
- イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等、本人に帰責事由がある方を除く)。
なお、資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

(2)現にシルバービアに入居している、または使用予定者となっている方は申込みできません。

⑤ 自立して日常生活を営むことができること

申込時点で、世帯全員が自立して日常生活を営むことができ、自炊及び身辺処理が可能であること。

⑥ 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

所得金額の計算方法

① まず所得の種類を確かめましょう

給与所得とは…

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者、アルバイトなどの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なりますのでご注意ください。

事業所得とは…

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。例えば自営業などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でお確かめ下さい。

年金所得とは…

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合は、その所得も合算します。

↓
11～12ページをご覧下さい

↓
13ページをご覧下さい

↓
14ページをご覧下さい

● 所得としないもの

遺族年金、障害年金は所得金額0円としますので計算する必要はありません。

② 家族全員の所得の合計

所得金額は、申込日現在の家族全員(申込みをする家族全員)の「所得金額」でみます。

収入のある方の氏名	(所得金額) - 15 ページ ②特別控除金額
	—
	—
	—
合 計	円

● 特別控除金額
所得金額から差し引いて下さい。
詳しくは 15 ページをご覧下さい。

15ページ
①特別控除額
↓

家族全員の
所得金額
— 円 = 円

給与所得の方(会社員・パート・アルバイト等)

申込み期間に仕事をしている方の収入。すでに辞めた仕事については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。

仕事を始めた日や休職期間の有無などにより、次の1～4からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。

①仕事を始めた日が昨年1月1日以前で、昨年1月以降に休職期間がない

【源泉徴収票】

●仕事先が1か所の場合

給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が所得金額です。

●仕事先が2か所以上ある場合

それぞれの仕事先の源泉徴収票の支払金額を合計してから、次ページ表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

●源泉徴収票がない場合は、昨年1月から12月までの収入額を次ページ表1で計算してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

②仕事を始めた日が昨年1月2日以降で、仕事を始めてから現在までの間に休職期間がない

今年1月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

仕事をはじめてから12か月たっていない場合は、次ページ表1④のとおり、実際に支払いを受けた収入額の平均月額を12倍して12か月分の見込額を計算してから表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

③申込期間には復職しているが、昨年1月から申込期間までの間に休職期間があった

今年1月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

復職してから12か月たっていない場合は、次ページ表1④のとおり、復職後の収入額の平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してから表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

④会社に在籍しているが、申込書配布期間に休職中である

休職する前の月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、所得金額に換算してください。

※2～4の計算上の注意

収入額とは、仕事先からの総支払額です。ただし、交通費や定期代などの課税対象外の額を除きます。

表1 12か月分の収入額(実績額または見込み額)を計算してください。
計算した収入額を、下表2にあてはめて所得金額に換算してください。

①働いた月	②給料(諸手当を含む)	③賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合 計	円	円

①働いた年月
月の途中から仕事を始めた場合は、その月を除いてください。
②給料(諸手当を含む)
基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、交通費、定期代などの課税対象外の収入は除いてください。
③賞与
④12か月分の収入額の計算
・支払われた給料が12か月分ないときは、平均月額を12倍して12か月分の見込額を計算してください。
・申込み時点で、まだ1か月分の給料が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給与を12倍して、12か月分の見込額を計算してください。
※仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの12か月分の収入額の合計を表2にあてはめてください。

④給料合計 ÷ 働いた月数 × 12 + 賞与合計 = 12か月分の収入額

表2 表1で計算した12か月分の収入額をあてはめて所得金額に換算してください。

12か月分の収入額	税法上の所得金額		都営住宅の所得金額
651,000円未満	0円		0円
651,000円以上 1,900,000円未満	12か月分の収入額 - 650,000円		税法上の所得金額 - 100,000円
1,900,000円以上 3,604,000円未満	●次のとおり、12ヶ月分の収入額を端数処理します。 12ヶ月分の収入額 ÷ 4 = A → Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B → Bを右の計算式に当てはめてください。	B × 2.8 - 80,000円	税法上の所得金額 - 100,000円
3,604,000円以上 6,600,000円未満		B × 3.2 - 440,000円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額 × 0.9 - 1,100,000円		

●「都営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

事業所得の方(自営業等)

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。すでに廃業した仕事については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。

仕事を始めた日と確定申告の有無により、次の1または2からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。また、個人年金は雑所得の計算に加算してください。

①現在の事業を開始した日が昨年1月1日以前で、確定申告をしている

一昨年分の所得税の確定申告書の控えなどで所得金額をご確認ください。

第一表

所 得 金 額	事業	営業等	①		1	4	8	8	8	0	0
	農業	②									
	給与	⑥									
	総合譲渡・一時 ヶ + { (コ + サ) × 1/2 }	⑧									0
	合計	⑨		1	4	8	8	8	8	0	0

第二表

○事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名		従事月数・程度 事業の内容	専従者給与 (控除)額
氏名	清瀬一郎	12月	円 800,000
氏名			
専従者給与 (控除)合計額			↓

⑨から⑧を差し引いた金額が所得金額です。

申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を 11~12 ページの計算式にあてはめて、所得金額に換算してください。

申込書の年間所得金額欄に記入してください。

②上記1以外の場合。下の表にしたがって12か月分の所得金額を計算してください。

①営業した年月	②収入金額 - 必要経費 = 所得金額
合計 か月(A)	所得合計 円(B)

$$③(B) \div (A) \times 12 = 12\text{か月分の所得金額}$$

①営業した月数

②所得金額の計算

・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

・確定申告をしていないが、現在の事業を始めたのが昨年1月1日以前のときは、昨年1月から12月までの合計所得金額を計算してください。

なお、資格審査のときは確定申告していることが必要です。

・現在の仕事を始めたのが昨年1月2日以降のときは、今年1月からさかのぼって12か月分の所得金額を計算してください。

③12か月分の所得金額の計算

現在の仕事を始めたのが最近で営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込額を計算してください。

年金を受給している方

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。所得金額を0円としますので計算する必要はありません。また、個人年金は、税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

年金を受取り始めた日と年金額の変更の有無により、次の1または2からあてはまるケースを選び、年金収入額(年間予定額)を所得金額に換算してください。

①年金を受け取り始めたのが、一昨年12月以前で、すべての年金額に変更がない

「昨年分公的年金の源泉徴収票」などで確認してください。

すべての年金の支払い金額または年間予定額の合計額を、下の表にあてはめて、所得金額に換算してください。

年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、一人ひとり別に計算してください。

②年金を受け取り始めたのが、昨年1月以降、または年金額に変更があった

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで年金額を確認してください。

所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額-1,100,000円	税法上の所得金額 -100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75-275,000円	
65歳未満	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額-600,000円	税法上の所得金額 -100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75-275,000円	

特別控除について

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

①申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、確認してください。

控除の種類	特別控除 金額	特 別 控 除 を 受 け ら れ る 方	備 考
(ア) 老人扶養 控 除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方	
(イ) 特定扶養 控 除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族(配偶者は含みません)で16歳以上23歳未満の方	
(ウ) 障 害 者 控 除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度、4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級、3級の方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定 を受けているもの	(エ)の特別障害者控除を受ける方は、(ウ) の障害者控除をあわせて受けすることはできません。
(エ) 特 別 障 害 者 控 除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方(障害年金等の 受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級～2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3目症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就寝を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

②特別控除を受けられる方に所得がある場合、その方の所得金額から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、確認してください。

控除の種類	特別控除 金額	特 別 控 除 を 受 け ら れ る 方	備 考
(オ) 寡 婦 控 除	27万円	1 夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 2 夫と死別した後、婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年 間所得金額が500万円以下の方(「扶養親族または生計を一にする子」のい ない方もあります。)	特別控除を受けら れる方の所得が特 別控除金額よりも少 ないときは、その所 得金額と同額のみ 差し引きます。
(カ) ひとり親 控 除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および② の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

※公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日から、従前の「寡婦(寡夫)控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。

※「(カ)ひとり親控除」に該当する方は、「(オ)寡婦控除」の適用はありません。

※年間所得金額が500万円を超える方は、「(オ)寡婦控除」や「(カ)ひとり親控除」を受けることはできません。

※「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。

※「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円
以下で

あることが必要です。